所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について

- 1. 対象となる入所者の状況は次の通りです。
- ∙肺炎
- •尿路感染症
- ・帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る)
- 2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。 また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名/年月		平成31年度	令和 1年度										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	1					1	1		1	3	1
	治療日数	7	5					7	5		3	13	7
尿路感染症	人数		1	1	2	1	2	1		1	4		1
	治療日数		3	6	6	3	6	6		4	16		1
帯状疱疹	人数												
	治療日数												